

厚生労働省発基安0131第26号

令和 4 年 1 月 3 1 日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 後藤 茂之



別紙「事務所衛生基準規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の  
意見を求める。

事務所衛生基準規則の一部を改正する省令案要綱

第一 事業者が空気調和設備を設けている場合の、労働者を常時就業させる室の気温について、十八度以上

二十八度以下になるように努めなければならないものとする。

第二 この省令は、令和四年四月一日から施行すること。